

請求書等の押印省略に関するQ & A

No.	質 問	回 答
I 対象となるもの		
1	押印が省略できる書類は何ですか。	令和5年4月1日以降に発行される請求書、見積書（入札関係は除く）、納品書（以下、「請求書等」という）が対象になります。
2	電子メール、FAXで請求書等の提出は可能ですか。	請求書及び見積書は、電子メールによる提出も可能です。FAXによる提出は、正当な請求書等の要件が鮮明に読み取れない可能性があることから不可とします。送信先のメールアドレスについては、担当課へご確認願います。
3	従来どおり、請求書等に押印し、郵送や持参してもよいですか。	押印された請求書等の取扱いに変更はありません。押印した請求書等の場合は、従来どおり原本を提出してください。
4	補助金等の請求書も同様の取扱いになりますか。	補助金等については、個別の要綱等の規定によりますので、担当課にご確認ください。
II 押印省略の方法		
5	押印省略する場合の記載の仕方を教えてください。	請求書等に「発行責任者及び担当者」欄を設け、役職（所属）・氏名及び連絡先（電話番号）を必ず記載してください。確認のため、連絡させていただく場合があります。
6	発行責任者とは誰ですか。	発行責任者は発行部門の長などが想定されますが、役職に関わらず、請求書等を発行するにあたり責任を有する方のことをいいます。
7	発行責任者と担当者が同じ場合は、どのように記載するのですか。	「発行責任者の役職・氏名及び連絡先（電話番号）」のみ記載してください。
8	代表者と発行責任者と担当者がすべて同じ場合（1人で事業所等を経営されている場合等）、発行責任者等はどのように記載するのですか。	①代表者の職名・氏名等は省略できません。 ②「発行責任者の役職・氏名及び連絡先（電話番号）」は記載してください。担当者の氏名等については記載する必要はありません。
9	発行責任者や担当者の職名・氏名について、苗字のみの押印でもよいですか。	氏名（フルネーム）の記載が必要です。
10	請求書等について、法人の代表者の職名・氏名等も省略できますか。	請求書等について、法人の代表者の職名・氏名等は省略できません。
11	連絡先は携帯電話番号でもよいですか。	固定電話番号としてください。ただし、固定電話を設置していない場合は、携帯電話番号でも結構です。
12	連絡先はメールアドレスだけでもよいですか。	請求書等に不明な点があった場合に、直接連絡をすることから、電話番号は必ず記載してください。
13	押印を省略して電子メールで提出する場合、「発行責任者及び担当者の役職（所属）・氏名及び連絡先（電話番号）」は、必ず請求書又は見積書に記載しなければなりませんか。	「発行責任者及び担当者」の氏名等については、必ず請求書又は見積書に記載してください。
14	押印した請求書又は見積書をスキャナーで取り込み、電子メールに添付して提出する場合、「発行責任者及び担当者の役職（所属）・氏名及び連絡先（電話番号）」は記載しなくてもよいですか。	電子メールで提出いただく場合は、印影の有無に関わらず、「発行責任者及び担当者の役職（所属）・氏名及び連絡先（電話番号）」の記載が必要になります。
III 電子メールによる提出（No. 13～14もご参照願います。）		
15	請求書又は見積書をメールで提出する場合、ファイル形式の指定はありますか。	すべてPDFファイルとしてください。
16	押印を省略した請求書等は、電子メールで提出しなければならないのですか。	押印を省略した場合、電子メールのほか、従来どおりの郵送や持参による提出もできます。
17	電子メールに請求書又は見積書を添付する代わりに、請求金額を含む請求書又は見積書の内容をメール本文に記載してもよいのですか。	電子メールで提出いただく場合は、必ずPDFファイルに記載してください。
IV その他		
18	押印を省略した請求書等を修正する場合、訂正印で修正できますか。	押印の有無に関わらず、訂正印による修正は不可となりますので、お手数ですが再度作成をお願いします。
19	入札関係書類（入札書・委任状）の押印は省略できますか。	入札書・入札に係る委任状は、押印省略の対象ではないため、省略できません。
20	契約書の押印は省略できますか。	法律で定められているため、省略できません。